

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことに
 総合目標5：より、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそ
 （世界経済）れに向けた制度強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を
 目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

上記目標の概要	経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であり、アジア諸国における地域金融協力を推進していきます。さらに日本企業の海外展開支援を推進していきます。 (上記目標を構成するテーマ) 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組
----------------	---

テーマ	総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組			
	[主要] 総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画	目 標	G20、G7等における国際的な議論に積極的に参画するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。	達成度
		実 績	G20の場で我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得ました。また、G20としての「包括的な成長戦略」策定の取組において、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて、G20としての成長戦略の策定作業に大きく貢献しました。 平成26年度はG7としての公式会合は開催されていませんが、平成26年4月には非公式の会合が開催されたほか、ウクライナ情勢に対応して平成27年3月にはG7財務大臣声明を発出するなど、G7として協調して行動しています。日本としても、G7での議論や声明を踏まえ、ウクライナへの支援策を取りまとめ、危機の収束に貢献しました。 また、西アフリカで流行したエボラ出血熱について、世界銀行やアフリカ開発銀行等の国際開発金融機関(MDBs)と協調して対応を検討し、MDBsによるエボラ支援策の取りまとめに貢献しました。	△

（目標値の設定の根拠）

国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

（目標の達成度の判定理由）

世界経済の持続的発展に向けた国際的な協力の観点から、我が国の主導により大きな成果を実現するに至ったと考えられる場合に○とするところ、平成26年度にはG20としての成長戦略策定に向けて大きく貢献する取組を行い、ウクライナや西アフリカへのエボラ対応等、国際機関と連携した支援にも取組みましたが、引き続き世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「△」としました。

〔主要〕 総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進	目 標	アジア諸国との関係を深化、拡大させるため、ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進していきます。	達成度
	実 績	ASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいては、改訂版CMIM（チェンマイ・イニシアティブ）契約書の発効に尽力し、国際機関化のためのAMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス）協定へ署名し、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ）の推進に取り組みしました。 また、二国間財務・金融協力に関しては、中国及び韓国とそれぞれ日中財務対話及び日韓財務対話に向けた準備を進めたほか、中国、インド、及びASEAN各国との二国間金融協力の強化にも努め、フィリピンとの二国間通貨スワップ取極の拡充に取り組みしました。現地通貨建て資金供給の促進を目的として、日本国債や円貨現金を担保とした両國中銀間のクロスボーダー担保取極（注）の拡充に取り組みしました。 （注）「クロスボーダー担保取極」とは、ある国において資金調達を行う際に、外国の政府や法人が発行した外貨建ての証券等を担保として利用するための仕組みのことです。	△

（目標値の設定の根拠）

我が国との関係が深いアジア諸国における地域金融協力を推進し、地域金融市場の安定化に資するためです。

（目標の達成度の判定理由）

我が国の主導によりアジア地域の金融市場安定に大きな成果を実現するに至ったと考えられる場合に「○」とするところ、26年度には上記実績のとおりアジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しましたが、引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「△」としました。

【主要】 総5-1-B-3：日本企業の海外展開支援の推進	目 標	「日本再興戦略」や「好循環実現のための経済対策」等を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。	達成度
	実 績	円借款のSTEP（本邦技術活用条件）や、国際協力銀行（JBIC）の「海外展開支援融資ファシリティ」等を活用して、日本企業の海外展開支援を推進しました。	△
（目標値の設定の根拠） 新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、日本企業が持つ技術力やノウハウを始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を政府一丸となって図っていくことが重要となっているためです。 （目標の達成度の判定理由） 日本企業の海外展開支援について、「日本再興戦略」や好循環実現のための経済対策に盛り込まれた対策が実現し、「更なる海外展開支援は要しない状態に至った」と判断できる場合に「○」とするところ、平成26年度には、上記の取組を行いました。が、「日本再興戦略」に掲げられた、「2020年に30兆円のインフラシステムの受注」という目標に向けて、更に取組みを強化していく必要があることから、達成度は「△」としました。			
テーマについての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	世界経済の持続的発展及び国際金融システムの安定に関しては、G20やG7等における国際的な議論・取組に積極的に参画しています。たとえば、G20としての「包括的な成長戦略」策定の取組において、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて、G20としての成長戦略の策定作業に大きく貢献しました。また、政治的混乱を背景に厳しい財政状況に直面したウクライナに関して、G7等の場における議論や声明作成に貢献するとともに、日本としての支援策を取りまとめ、危機の収束に貢献しました。また、長引く紛争によって不安定化している中東地域への取組として、イラクやヨルダン等、4か国に対する円借款を含む支援策の取りまとめに貢献しました。さらに、MDBsを通じた支援に関して、我が国は主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、これらの機関と連携して支援を行っており、平成26年度は、西アフリカで流行したエボラ出血熱に関し、世界銀行やアフリカ開発銀行等と協調して対するMDBsとしての支援策のとりまとめに貢献しました。環境の分野においては、緑の気候基金（GCF）の詳細設計の議論に参加するとともに、15億ドルの拠出を表明するなど、基金の本格稼働に向けた取組に貢献しました。 アジアにおける地域金融協力の強化については、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ）の強化、域内の経済監視を行う常設機関であるAMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス）の組織強化、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ）の推進に取り組みしました。二国間の財務・金融協力についても、中国及び韓国とそれぞれ日中財務対話及び日韓財務対話に向けた準備を進めているほか、中国、インド、及びASEAN各国との二国間金融協力の強化にも努めています。また、二国間金融協力に関しては、二国間通貨スワップについて、フィリピンとの間で拡充契約を締結したほか、現地通貨建て資金供給の促進に貢献する等、地域金融協力の強化に取り組みしました。 日本企業の海外展開支援に関しては、STEP（本邦技術活用条件）を含む円借款制度について、途上国及び日本企業双方にとってより魅力的な制度となるような改善を実施しました。また、平成25年4月から開始された、国際協力銀行（JBIC）の「海外展開支援融資ファシリティ」を推進するとともに、平成26年7月には、同ファシリティに①「劣後ローン」、②「LBOファイナンス」を導入しました。今後は新たに導入した制度の利用促進も含め、より一層日本企業の海外展開支援の推進に取り組んでいく必要があります。 以上のとおり、全ての測定指標が「△」であることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

テーマ	総5-2:国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組			
測定指標（定性的な指標）	〔主要〕 総5-2-B-1:国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組	目 標	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。	達成度
		実 績	「貿易円滑化協定に関する改正議定書」の採択に貢献しました。 日豪EPAの発効及び日モンゴルEPAの署名に貢献しました。	△
	（目標値の設定の根拠） 自由貿易の推進は我が国の対外通商政策の柱であり、力強い経済成長を実現するために、諸外国の活力を取り込むことは我が国の成長にとっても不可欠なためです。 （目標の達成度の判定理由） 多角的自由貿易体制の強化や個々の経済連携については、政府全体としてWTO交渉、TPP（環太平洋パートナーシップ）や日EU・EPA等の多数の経済連携交渉に取り組む中で、秩序ある貿易制度が整備され、自由貿易拡大の環境が整ったと考えられる場合に「○」とするところ、平成26年度には、同年11月のWTO一般理事会における「貿易円滑化協定に関する改正議定書」の採択や、平成27年1月の日豪EPAの発効及び同年2月の日モンゴルEPAの署名等があったところであり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しましたが、引き続き取り組んでいく必要があることから、「△」としました。			
テーマについての評価		a 相当程度進展あり		
評定の理由	国際貿易の秩序ある発展に向けては、WTOを中心とする多角的貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。 WTOに関しては、平成26年11月、WTOにおいて、全加盟国による「貿易円滑化協定に関する改正議定書」の採択に貢献しました。 経済連携に関しては、政府全体としてTPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア広域経済連携）、日EU・EPA等の多数の経済連携交渉に取り組む中で、財務省所管物品等の関税交渉及び関税制度等の当省が所管する制度の議論等を通じて交渉の進展に貢献し、平成27年1月には日豪EPAが発効し、同年2月には日モンゴルEPAの署名がなされました。 以上のとおり、測定指標が「△」であることから、「a 相当程度進展あり」としました。			

総合目標5についての評価結果	
総合目標についての評価 A 相当程度進展あり	
評定の理由	世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組、アジアにおける地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標は、以上のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) G20等の国際的な枠組みへの参画は、我が国経済の健全な発展を実現するために、重要な意義のある取組であり、上記達成状況の判断理由に鑑みても、目標自体について問題はなく、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。 G20声明等に表示されているとおり、我が国を含む国際社会の協調が世界経済及び金融の安定の回復に貢献しています。また、アジアにおける地域金融協力の強化や途上国支援等にも積極的に貢献しています。更に、WTO及び経済連携に関する取り組みは、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。 また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関して、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。
評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも、G20、G7等における取組に積極的に参画し、またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献します。 ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。 MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。 日本企業の海外展開支援は、「「日本再興戦略」改訂2014」においても重要な柱の一つとされており、財務省は関係省庁と連携しつつ、「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として推進していきます。また、経協インフラ戦略会議の議論にも参加し、円借款のSTEP制度やJBICの融資等の枠組みの活用を通じて、ファイナンス面から支援していきます。 国際貿易に関する取組については、WTOを中心とする多角的貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。
財務省政策評価懇談会における意見	○ アジア金融危機後の内容となっており、将来的には少し時代に応じた内容に変更することもあるのではないか。
総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第185回国会 総理大臣所信表明演説（平成25年10月15日） 第186回国会 総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日） 第186回国会 財務大臣財政演説（平成26年1月24日） 第187回国会 総理大臣所信表明演説（平成26年9月29日） 好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定） 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	世界経済の状況：World Economic Outlook 2015年4月（IMF）
---------------------------	---

前年度政策評価結果の政策への反映状況	G20、G7等における取組に積極的に参画し、またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献しました。 ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。 MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させました。 日本企業の海外展開支援は、「「日本再興戦略」改訂2014」においても重要な柱の一つとされており、財務省は関係省庁と連携しつつ、「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として推進してきました。また、経協インフラ戦略会議の議論にも参加し、円借款やJBICの融資等の枠組みの活用を通じて、日本企業の海外展開をファイナンス面から支援しました。 国際貿易に関する取組については、WTOを中心とする多角的貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などの経済連携を戦略的に推進しました。
--------------------	--

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（研究部国際交流室）	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---	----------	---------